

研修施設群制度 FAQ

【基幹施設】

- 1. 研修関連施設が基幹施設に申請できないのはなぜですか？**

ハートチームでの外科連携を含めた包括的な教育を行うためとしております。また、現規約で、どの程度運用が充足されるか、専門医の負担がどれほどかを、把握してから再検討するため、開始時点では、研修施設のみとさせていただきます。
- 2. 専門医が1名しか在籍していない基幹施設で専門医が異動した場合、どうなりますか？**

以下の緊急対応措置を予定しております。

 - ① 支部調整委員会が確認し、同基幹施設の異動しない他の指導医に指導を依頼する。
 - ② 基幹施設の指導医が1人であった場合は、連携は解消されるため、支部調整委員会が他の施設群に編入できるよう調整する。この場合は基幹施設と連携施設間で、対価支払の合意をしていること。
- 3. 地域の状況により、基幹施設1施設が最大3施設ではカバーできない場合、どうしたらよいですか？**

緊急的な問題が発生した場合は、研修施設群の運用のための細則に定める「第44条 本細則に記載されていないことについては、専門医認定医制度審議会にて審議し、決定する。」のとおり、状況を CVIT 事務局宛にご連絡をいただき、専門医認定医制度審議会にて検討を行います。ただし、規約の変更は、原則として、運用後1年後の検討課題とさせていただきます。
- 4. 今年度更新の専門医ですが、施設群指導医になれますか？**

2017年8月31日までの更新申請期間に更新申請を行なっていただくことを前提として、可としております。

原則一回以上更新している専門医が施設群指導医に申請可能としておりますが、地域の緊急的な状況によっては、研修施設群の運用のための細則に定める「第44条 本細則に記載されていないことについては、専門医認定医制度審議会にて審議し、決定する。」のとおり、状況を CVIT 事務局宛にご連絡をいただき、専門医認定医制度審議会にて検討を行います。ただし、規約の変更は、原則として、運用後1年後の検討課題とさせていただきます。
- 5. 複数の施設群指導医で同じ連携施設を教育することは可能ですか？**

可能ですが、更新規定第7項②③に定める更新のための症例数、単位の付与は、その連携施設の主担当者1名の適用とさせていただきます。

【連携施設】

1. 認定医が在籍しない施設で連携したい場合はどのようにしたら良いですか？
申し訳ございませんが、連携施設にご申請いただけません。
2. 認定医が在籍しない施設に在籍するようになった場合、すぐに連携可能ですか？
すぐに連携はできません。
認定医は例年 11 月～12 月の認定となる予定ですので、次年度の申請時期にご申請をお願いいたします。
3. 同じ連携施設の複数の認定医が違う基幹施設を希望した場合は、複数の基幹施設を申請できますか？
同時に異なる基幹施設との構成申請は不可としております。
4. 連携施設の認定医が研修途中で研修施設、研修関連施設、連携施設以外の施設に異動した場合はどうなりますか？
専門医認定医制度審議会で以下の条件を満たしていれば、研修途中であっても残りの基幹の研修が継続できるように緊急対応措置を行う予定です。
 - ① 移動先の新たな施設長が研修施設群に参加することを認めること。
 - ② 支部調整委員会が、基幹施設と新たな認定医異動先施設が連携可能かを判断する。可能であるためには両施設間および施設群指導医と認定医の合意が必要である。地域的に不可能であれば、支部調整委員会が新たな基幹施設の調整を行う。
 - ③ 新たな構成で、基幹施設と連携施設とが対価支払の合意をしていること。
5. 2017 年度認定医に申請していますが、連携施設の申請は可能ですか？
連携施設の申請には、1 名以上の認定医が在籍していることが条件ですが、2017 年 8 月 31 日までの新規申請期間で、既に申請を行なっていたいただいていることを条件として、可としております。

規約および本 FAQ に記載のない想定外の問題が発生した場合は、研修施設群の運用のための細則に定める「第 44 条 本細則に記載されていないことについては、専門医認定医制度審議会にて審議し、決定する。」のとおり、専門医認定医制度審議会にて検討を行います。ただし、規約の変更は、原則として、運用後 1 年後の検討課題とさせていただく予定です。

以上